

2020年（令和2年）11月25日

明石市立学校
保護者 様

明石市教育委員会

感染症登校（園）許可書（インフルエンザ）の変更について

平素は、本市の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、明石市医師会およびあかし保健所と協議し、保護者および医療機関の負担軽減および感染症拡大防止を図るため、インフルエンザについてはこれまでの「感染症登校（園）許可書」に代わり、**12月1日より「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を使用し、保護者の方に作成していただく**ことになりました。なお、その他の感染症については従来の「登校（園）許可書（インフルエンザの項目を除いたもの）」を使用いたします。

保護者の皆様におかれましては、下記の使用方法等をご一読の上、ご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 使用開始 令和2年12月1日（火）

2 使用方法

- (1) インフルエンザの診断を受けた際、**医師に発症日を尋ねてください。**
- (2) 医師から聞いた発症日を「インフルエンザによる欠席期間の報告書」に記入してください。
- (3) 「発症後5日」かつ「熱が下がった後2日」経過した日に登校可能と記入してください。登校可能となった日以降、登校することができます。
- (4) 「インフルエンザによる欠席期間の報告書」は登校した際、学校に提出してください。

3 その他

- (1) インフルエンザの罹患が疑われる場合には、「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を持参して受診してください。
- (2) インフルエンザを除く、その他の感染症については従来どおり医師からの「登校（園）許可書（インフルエンザを除いたもの）」が必要となります。
- (3) 12月1日以前のインフルエンザについては「登校（園）許可書（インフルエンザの項目を含んだもの）」を使用してください。
- (4) 「インフルエンザによる欠席期間の報告書」および「登校（園）許可書」は、市教育委員会および学校のホームページより12月1日からダウンロードできます。